

割賦販売法の改正を求める意見書

クレジット取引は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力を超えるクレジット契約を認めるケースが多数生じ、社会問題化しています。

経済産業省では、こうした現状を踏まえ、具体的な対応策や割賦販売法改正に関する検討を行っており、今後、法改正の方向性が示される見込みです。

安心・安全なクレジット取引が行われるためには、クレジット取引の中核に位置して消費者に安心・安全なクレジット取引を提供する責任のあるクレジット事業者はその責任を課す法制度を構築してクレジット被害の防止と取引適正化を実現する必要があります。

よって、国においては、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現するよう、強く要望します。

記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を行わないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社に、悪質販売行為等に対してクレジット契約を行わないように加盟店を調査する義務を課すとともに、販売契約が無効・取消・解除となる場合には、既払金の返還義務を含む民事共同責任について規定すること。
- 3 1回または2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品割賦購入あっせん業者について、登録制を導入し、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度について規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月13日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

経済産業大臣 殿